

(地 43) (健Ⅱ 34)
令和 2 年 4 月 14 日

都道府県医師会
担 当 理 事 殿

公益社団法人 日本医師会副会長

今村 敏



新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて並びに新型コロナウイルスの感染拡大に際して電話や情報通信機器を用いた診療を実施する医療機関の一覧の作成及び実施状況の報告について（依頼）

今般、「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」が厚生労働省医政局医事課、同省医薬・生活衛生局総務課の連名にて、また、「新型コロナウイルスの感染拡大に際して電話や情報通信機器を用いた診療を実施する医療機関の一覧の作成及び実施状況の報告について(依頼)」が、厚生労働省医政局医事課より各都道府県衛生主管部(局)宛に発出されるとともに、本会宛に周知方依頼がありました。

「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」は、4月7日に閣議決定された「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」において、「初診も含め、電話や情報通信機器（以下「電話等」という。）で医療機関へアクセスし、適切な対応が受けられる仕組みを整備すること」等を受けて発出されるものであり、新型コロナウイルス感染症が拡大し、医療機関の受診が困難になりつつあることに鑑み、時限的・特例的に「電話等」による診療を認めるものです。

その概要は、1. 医療機関における対応として、(1)患者からの求めに応じて、医師が医学的に可能であると判断した範囲において「電話等」による診療を実施すること、(2) 医師から患者に対して十分な情報を提供すること、「電話等」による診療を行うことが適していない場合は、速やかに対面診療に移行すること、これが困難な場合に備えあらかじめ紹介する他の医療機関に承諾を得ること、「電話等」による診療でも医師・患者の本人確認を行うこと、(3)過去に対面診療を行ったことのある患者に対する「電話等」による診療を行う場合等の取扱い、(4)患者が電話や情報通信機器による服薬指導等を望む場合は処方箋の備考欄に所定の記載をすること、(5) 「電話等」による診療を実施する機関は、実施状況について、

都道府県に毎月報告を行うこと、(6)オンライン診療を実施するための研修受講は猶予されるが、収束した後は研修を受講しなければオンライン診療を実施できないことされています。

2. 薬局における対応としては、(1)ファクシミリ等による処方箋情報による調剤が認められること、(4)書留等により配送した後、患者に授与されたことを電話等により確認すること等とされています。

3. 新型コロナウイルス感染症患者に対する診療等としては、(1)自宅療養又は宿泊療養する軽症者等に対しては、コロナウイルス感染症の診断や治療を行った医師や、情報提供を受けた医師は、診断や処方が可能だと判断した範囲で、患者の求めに応じて、診断・処方を行うことができること、処方箋の備考欄に「CoV自宅」又は「CoV宿泊」と記載すること等が示されています。

また、4. 医療関係者、国民・患者への周知徹底を行うこととされ、5. 本事務連絡による対応期間内の検証で、原則として3か月ごとに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況や、本事務連絡による医療機関及び薬局における対応の実用性と実効性確保の観点、医療安全等の観点から改善のために検証を行うこと、及び都道府県単位で設置された新型コロナウイルス感染症に係る対策協議会等において評価を行うこととされています。

なお本事務連絡により、2月28日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症患者の増加に際しての電話や情報通信機器を用いた診療や処方箋の取扱いについて」(地441、健Ⅱ296)及び3月19日付事務連絡「新型コロナウイルスの感染拡大防止策としての電話や情報通信機器を用いた診療等の臨時的・特例的な取扱いについて」(地489、健Ⅱ337)は、廃止され、本事務連絡に代わることとなります。

次に、「新型コロナウイルスの感染拡大に際して電話や情報通信機器を用いた診療を実施する医療機関の一覧の作成及び実施状況の報告について(依頼)」は、上記の事務連絡を受けて、厚生労働省から各都道府県に対し、新型コロナウイルスの感染拡大に際して電話や情報通信機器を用いた診療を実施する医療機関の一覧表を作成すること要請することに伴い発出されるものです。電話や情報通信機器を用いた診療や受診勧奨を行う医療機関は、別紙1-1の要領に従い、「別紙1-2 電話や情報通信機器を用いて診療を実施する医療機関の調査票」を提出するとともに、「別紙2-2 医療機関における電話や情報通信機器を用いた診療等の実施状況調査票」の様式により事務連絡1.(1)及び(3)②による毎月の実施状況を報告することとされています。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会会員への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

事務連絡
令和2年4月10日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省医政局医事課

新型コロナウイルスの感染拡大に際して電話や情報通信機器を用いた診療を実施する医療機関の一覧の作成及び実施状況の報告について（依頼）

標記について、別添のとおり各都道府県衛生主管部（局）宛て事務連絡を发出了しましたので、その内容について御了知いただくとともに、貴下団体会員等に対して周知していただくようお願いいたします。

一般社団法人 大阪府医師会 会長 様

大阪府健康医療部保健医療室長

新型コロナウイルスの感染拡大に際して電話や情報通信機器を用いた診療を実施する医療機関の一覧作成及び実施状況の報告について（周知）

日頃から、大阪府健康医療行政の推進に御協力を頂き、御礼申し上げます。

標記について、令和2年4月10日付けで厚生労働省医政局医事課から別添のとおり調査依頼がありました。

つきましては、当該通知の趣旨を御了知の上、関係医療機関に対して御周知いただきますようお願いいたします。

なお、当該調査の掲載アドレス（大阪府ホームページ）は下記のとおりです。

記

1. 調査の掲載アドレス（大阪府ホームページ）

<http://www.pref.osaka.lg.jp/hokeniryokikaku/onlinepractice/index.html>

2. 通知等の掲載アドレス「病院・診療所への通知等」

<http://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/tuuchi/r2-kunituuchi.html>

※厚生労働省等から発出される通知等については、保健医療企画課のホームページ「病院・診療所への通知等」で提供しています。通知等は随時更新していきますので定期的にご確認ください。

連絡先：大阪府健康医療部 保健医療室
保健医療企画課 医事グループ 施設担当
TEL：06-6944-9170（直通）
FAX：06-6944-7546

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医事課

新型コロナウイルスの感染拡大に際して電話や情報通信機器を用いた診療を実施する
医療機関の一覧の作成及び実施状況の報告について（依頼）

本日付で発出した「新型コロナウイルスの感染拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（令和2年4月10日厚生労働省医政局医事課、医薬・生活衛生局総務課事務連絡。以下単に「事務連絡」という。）においては、事務連絡に基づき電話や情報通信機器を用いた診療を実施する医療機関の一覧を作成し公表するため、各都道府県において、関係団体とも適宜協力をしながら、管下の医療機関のうち、事務連絡に基づき電話や情報通信機器を用いた診療を実施する医療機関を把握するとともに、厚生労働省にその結果を報告するようお願いしたところである。

また、事務連絡においては、各都道府県において、管下の医療機関における事務連絡1.

(1) 及び(3)②による電話や情報通信機器を用いた診療や受診勧奨の毎月の実施状況をとりまとめ、厚生労働省に報告するようお願いしたところである。

つきましては、各都道府県におかれては、別紙1-1「電話や情報通信機器を用いて診療を実施する医療機関の一覧作成のための調査要領」及び別紙2-1「医療機関における電話や情報通信機器を用いた診療等の実施状況の調査要領」に基づき、所定の様式により、電話や情報通信機器を用いた診療を実施する医療機関の情報と医療機関における電話や情報通信機器を用いた診療等の実施状況を集計し、それぞれ所定の期限までに厚生労働省の所定の提出先へ提出をお願いします。

なお、これらの調査については、別記の関係団体宛てにも団体会員等への周知をお願いしているので、調査の実施の当たっては、適宜、管下の関係団体とも連携しながら行うこと。

(別記) 関係団体

公益社団法人 日本医師会

公益社団法人 日本精神科病院協会

公益社団法人 全国自治体病院協議会

公益社団法人 全日本病院協会

一般社団法人 日本医療法人協会

一般社団法人 日本病院会

電話や情報通信機器を用いて診療を実施する医療機関の一覧作成のための調査要領

1. 調査目的

新型コロナウイルス感染症が急激に拡大している状況の中で、国民・患者に対して、電話や情報通信機器を用いた診療を受けられる医療機関の情報を提供するため、「新型コロナウイルスの感染拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（令和2年4月10日付け厚生労働省医政局医事課及び医薬・生活衛生局総務課事務連絡、以下単に「事務連絡」という。）に基づき電話や情報通信機器を用いた診療を実施する医療機関を把握し、その医療機関の一覧を作成・公表する。

2. 調査対象施設

全ての医療機関とする。

3. 調査実施方法

(1) 医療機関から都道府県への提出

事務連絡に基づき電話や情報通信機器による診療を実施する医療機関は、別紙1-2「電話や情報通信機器を用いて診療を実施する医療機関の調査票」に必要事項を記入し、都道府県に提出する。

(2) 都道府県から厚生労働省への提出

都道府県は、事務連絡に基づき電話や情報通信機器等による診療を実施する医療機関から提出された調査票を別紙1-3「電話や情報通信機器を用いて診療を実施する医療機関の一覧（都道府県集計用）」に取りまとめ、下記の期限までにメールにて提出すること。

※ これらの調査については、関係団体宛てにも団体会員等への周知をお願いしているので、調査の実施に当たっては、都道府県から管下の関係団体に団体会員分の調査結果のとりまとめを依頼するなど、適宜、管下の関係団体とも連携して行うこと。

4. 調査結果の提出

(1) 提出期限

令和2年4月24日(金)

※ 調査結果の提出に際しては、「電話や情報通信機器を用いて診療を実施する医療機関の一覧（都道府県集計用）」を用いて取りまとめ、メールにて提出すること。

※ 医療機関の一覧については、提出があったものから、上記の提出期限にかかわらず順次公表することとしているため、一定数の医療機関から調査票の提出があった段階で、上記の提出期限を待たずに提出しても差し支えない。

(2) 提出先・照会先

厚生労働省医政局医事課

脇田、内田

E-mail : enkaku@mhlw.go.jp

Tel : 03-5253-1111（内線 2569、4124）

5. 調査結果の更新

公表する医療機関の一覧については、上記提出期限後も順次更新することとしているので、調査票を提出していない医療機関であって、新たに事務連絡に基づき電話や情報通信機器による診療を実施することとした医療機関は、上記の提出期限にかかわらず、調査票を都道府県に提出すること。

都道府県は、上記の提出期限後も、医療機関から提出のあった調査票を月毎にとりまとめ、原則、各月第2週の金曜日までに前月分を上記提出先に提出すること。ただし、厚生労働省に提出された医療機関は順次一覧に反映することとしているので、一定の数の医療機関から調査票の提出があった場合は、上記の提出期限を待たずに提出しても差し支えない。

医療機関における電話や情報通信機器を用いた診療等の実施状況の調査要領

1. 調査目的

「新型コロナウイルスの感染拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（令和2年4月10日付け厚生労働省医政局医事課及び医薬・生活衛生局総務課事務連絡、以下単に「事務連絡」という。）においては、原則として3か月ごとに、事務連絡による医療機関の対応の実用性と実効性確保の観点、医療安全等の観点から、改善のための検証を行うこととしており、当該検証を行うための基礎資料として、医療機関における電話や情報通信機器を用いた診療等の実施状況を把握する。

2. 調査対象

事務連絡1.（1）及び（3）②により電話や情報通信機器を用いた診療や受診勧奨を行う医療機関を対象とする。

3. 調査実施方法

（1）医療機関から都道府県への報告について

医療機関においては、事務連絡1.（1）及び（3）②により電話や情報通信機器を用いた診療や受診勧奨を行った際、別紙2-2「医療機関における電話や情報通信機器を用いた診療等の実施状況調査票」の様式により、実施した対応毎に必要な事項を記載し、毎月末までの対応について一覧を作成の上、都道府県の担当部局に提出すること。

（2）都道府県から厚生労働省への報告について

各都道府県においては、医療機関から提出された調査票を取りまとめ、下記の提出期限までにメールにて提出すること。

※ これらの調査については、関係団体宛てにも団体会員等への周知をお願いしているため、調査の実施に当たっては、都道府県から管下の関係団体に団体会員分の調査結果のとりまとめを依頼するなど、適宜、管下の関係団体とも連携して行うこと。

4. 調査結果の提出

（1）提出期限

各月第2週の金曜日までに前月分を提出する。

注）調査結果の提出に際しては、医療機関から提出された調査票を取りまとめた上で、都道府県における担当者の連絡先を追記した上で、メールにて提出すること。

（2）提出先・照会先

厚生労働省医政局医事課

脇田、内田

E-mail : enkaku@mhlw.go.jp

Tel : 03-5253-1111（内線 2569、4124）

「調査票」が掲載されている大阪府ホームページ

大阪府ホームページURL

<http://www.pref.osaka.lg.jp/default.html>

「調査票」掲載ページURL

<http://www.pref.osaka.lg.jp/hokeniryokikaku/onlinepractice/index.html>

1. 「大阪府ホームページ」を開き
「通常サイトはこちらへ」をクリックする



2. 「大阪府ホームページ」（通常サイト）を開き
検索欄に「保健医療企画課」と入力して、
「検索」をクリックする



3. 「検索結果」の中から
「大阪府／保健医療室保健医療企画課（事業一覧ページ）」
をクリックする

The screenshot shows the Osaka Prefecture website search results. At the top, there is a search bar with 'Google カスタム検索' and a '検索' button. Below the search bar, there are navigation links for 'ページの探し方', 'カテゴリから探す', and '府庁の組織から探す'. The main navigation menu includes categories like 'トップ', '暮らし・住まい', '人権・男女', '福祉・子育て', '教育・学校・青少年', '健康・医療', '商工・労働', '環境・リサイクル', '農林・水産業', '都市魅力・観光・文化', '都市計画・都市整備', '防災・安全・危機管理', and '府政運営・市町村'. The search results section shows approximately 12,900 items found in 0.25 seconds. The first result is for '大阪府／保健医療室保健医療企画課' with the URL 'www.pref.osaka.lg.jp/hokeniryokikaku/'. A red box highlights the link text, and a blue arrow labeled 'クリック' points to it. Below the link, there is a small profile picture of a man and a brief description of the department's role in medical planning and facility management.

4. 「保健医療室保健医療企画課（事業一覧ページ）」中段にある
「各種通知」「新型コロナウイルスの感染拡大に際して電話や情報通信機器を用いた診療を実施する医療機関の一覧作成及び実施状況の報告について（周知）」をクリック

The screenshot shows the '事業一覧ページ' (Business Overview Page) for the Health and Medical Planning Division. The breadcrumb trail is 'ホーム > 健康医療部 > 保健医療室 > 保健医療室保健医療企画課（事業一覧ページ）'. The page title is '保健医療室保健医療企画課（事業一覧ページ）'. There is a 'メニュー' (Menu) section on the left with '所属トップページ' and '事業一覧ページ' options. The main content area has a 'トピックス' (Topics) section with a link 'アドバンス・ケア・プランニング（ACP、愛称『人生会議』）をご存じですか？'. Below this, there is a '各種通知' (Various Notices) section. A red box highlights the notice titled '新型コロナウイルスの感染拡大に際して電話や情報通信機器を用いた診療を実施する医療機関の一覧作成及び実施状況の報告について'. A blue arrow labeled 'クリック' points to this notice. Other notices include '病院・診療所への通知等' and '医療法施行規則第1条の14第7項第1号から3号の規定に該当する診療所'.

5. 「新型コロナウイルスの感染拡大に際して電話や情報通信機器を用いた診療を実施する医療機関の一覧作成及び実施状況の報告について」ページより、各調査票をダウンロード、提出

大阪府
Osaka Prefectural Government

Google カスタム検索 検索

ページの探し方 カテゴリから探す 府庁の組織から探す

文字サイズ: 縮小 標準 拡大

トップ 暮らし・住まい まちづくり 人権・男女 共同参画 福祉・子育て 教育・学校・青少年 健康・医療 高工・労働 環境・リサイクル 農林・水産業 都市魅力・観光・文化 都市計画・都市整備 防災・安全・危機管理 府政運営・市町村

ホーム > 健康・医療 > 医療機関・医療人材 > 新型コロナウイルスの感染拡大に際して電話や情報通信機器を用いた診療を実施する医療機関の一覧作成及び実施状況の報告について

新型コロナウイルスの感染拡大に際して電話や情報通信機器を用いた診療を実施する医療機関の一覧作成及び実施状況の報告について

Facebook Twitter LINE 更新日: 令和2年4月14日

医療機関の皆様へ

令和2年4月10日付け厚生労働省医政局医事課より【事務連絡】「新型コロナウイルスの感染拡大に際して電話や情報通信機器を用いた診療を実施する医療機関の一覧の作成及び実施状況の報告について（依頼）」が発出されました。

大阪府として、事務連絡に基づき、電話や情報通信機器を用いた診療を実施する医療機関、診療等の実施状況の把握を行います。

「厚生労働省通知」

【事務連絡A】 [「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」](#) [PDFファイル/463KB]

【事務連絡B】 [「新型コロナウイルスの感染拡大に際して電話や情報通信機器を用いた診療を実施する医療機関の一覧の作成及び実施状況の報告について（依頼）」](#) [PDFファイル/83KB]

「調査について」

【1】電話や情報通信機器を用いて診療を実施する医療機関の調査票

※【事務連絡A】の（1）及び（3）2により電話や情報通信機器を用いた診療を実施する医療機関のみご回答ください。

（1）調査票 [（別紙1-1）調査要領](#) [PDFファイル/98KB] [（別紙1-2）調査票](#) [Excelファイル/14KB]

（2）提出期限 令和2年4月21日（火曜日）

（3）回答先 必要事項を記入し、保健医療企画課 医事グループあて回答してください。

メールアドレス iryokikaku-g03@gbox.pref.osaka.lg.jp FAX 06-6944-7546

（別紙1-2）調査票

【2】医療機関における電話や情報通信機器を用いた診療等の実施状況調査票

※【1】で回答いただいた医療機関のみご報告ください。

（1）調査票 [（別紙2-1）調査要領](#) [PDFファイル/94KB] [（別紙2-2）調査票](#) [Excelファイル/15KB]

（2）提出期限 1か月ごとの実施状況を翌月第2週水曜日まで

（3）回答先 必要事項を記入し、保健医療企画課 医事グループあて回答してください。

メールアドレス iryokikaku-g03@gbox.pref.osaka.lg.jp FAX 06-6944-7546

（別紙2-2）調査票

本調査についての連絡先 大阪府保健医療企画課 医事グループ TEL 06-6944-9170

このページの作成所属
健康医療部 保健医療室保健医療企画課 医事グループ



1つ前のページに戻る

このページの先頭へ

お問合せ | ユニバーサルデザインについて | 個人情報の取り扱いについて | このサイトのご利用について

大阪府
(法人番号 4000020270008)

本庁 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 (代表電話) 06-6941-0351

咲洲庁舎 〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16 (代表電話) 06-6941-0351

大阪府庁への行き方

© Copyright 2003-2020 Osaka Prefecture, All rights reserved.